

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成 27 年 11 月 18 日（27 健高第 2046 号）

答申日：平成 27 年 12 月 17 日（27 年度諮問第 4 号）

件名：医療・介護連携クラウドシステムの導入に係る個人情報の外部提供及び同システムの運用について

## 答 申

### 1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号の「当該本人の同意があるとき」に該当するので、制限除外と判断する。

### 2 諮問に至るまでの経過

実施機関は、平成 27 年 4 月に改正された介護保険法に規定されている新たな地域支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでいる。

当該事業を推進するにあたり厚生労働省から発出された手引きには、8 つの具体的取組が明記されており、そのうちの一つに「医療・介護関係者の情報共有の支援」として「情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する。」とされている。

そこで、実施機関は、その情報共有ツールとしてインターネットを介した「クラウドシステム」の導入を検討している。

従来の電話連絡や紹介状、医療指示書等では十分な情報共有が得られなかったが、クラウドシステムを導入することで、正確かつ詳細な情報が迅速に入手可能になり、ケア品質の向上や連絡漏れの低減、さらには医療・介護等多職種間の連携強化が図れるものと思われる。

共有する個人情報については、本人及び家族の書面による同意を得ることを前提としており、また情報が保管されているデータセンターについては、強固なセキュリティ対策や施設の耐震化、データの冗長化等であらゆる災害や攻撃から防御されている。

実施機関としては、地域包括ケアシステムを構築するうえで必要不可欠な多職種間の情報共有ツールを整備することで、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができる体制作りを充実させたいと考えるため、個人情報の外部提供の可否について審査会に諮問がなされた。

### 3 審査会の意見

個人情報を多職種間で共有することに関しては、本人の同意を得ているということで、問題はないと判断する。しかしながら個人情報の重要性に鑑み、本人の能力に応じ、十分な説明を行ったうえで同意を得るよう努めること。

また、サイバー攻撃や人的セキュリティからの情報漏えいのリスクは払拭できないので、システム提供者に対しては、最新のセキュリティ対策を講じるように継続的に指導するとともに、システム利用者に対しては、ID やパスワードの厳重保管はもとより、個人情報保護に関する誓約書の提出を義務づけたりセキュリティ研修の実施等、人的セキュリティに関して十分な対策を講じ、個人情報の保護に最大限の注意を払うこと。

### 4 審査の経過

当審査会は、本件諮問案件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 11 月 18 日 諮問書の受理
- ② 平成 27 年 12 月 15 日 審査会